

長期就労ビザ発給の厳格化

ジェトロ海外調査部アジア大洋州課 源 卓也

2017年4月、長期就労ビザの発給条件が厳格化され、新たにTSS^注ビザの導入が発表された。目的はオーストラリア人雇用の最優先である。進出日系企業は今後の動向に注意が必要だ。

最低賃金引き上げの影響は

オーストラリア統計局（ABS）によると、2016年の同国の失業率は5.7%であった。しかし、フルタイムを望みながらもパートタイムで労働せざるを得ない不完全就業率は、17年5月時点で8.6%とOECD加盟国中、2番目に高かった。17年5月の失業率5.7%と併せれば、長い労働時間を希望しながらも求人数の少なさなどにより有効活用されていない労働者の割合は14.3%に上る。

特に深刻なのは25歳未満の若者の雇用だ。ABSによると、16年の15～24歳の失業率は12.7%

で、同世代のフルタイム労働者の割合は40.0%にすぎない。物価も生活費も高いこともあり、若者の多くは公的手当に頼らざるを得ない状況だ。

さらに失業率を上げかねない動きもある。「17年7月から全国の最低賃金を一律3.3%引き上げる」というオーストラリア公正労働委員会（FWC）の発表がそれである。政府は最低賃金引き上げによる雇用の悪影響はないとしているが、オーストラリア商工会議所は「最低賃金の引き上げは、若年層など低賃金で仕事に就くことが多い人たちの雇用に影響が生じる」と、小規模企業の雇用調整圧力になる可能性を示唆した。

制度見直しにより一部緩和へ

17年4月、ターンブル首相が、長期就労ビザ（サブクラス457ビザ）を18年3月に廃止し、発給条件を厳格化した新たなTSSビザを導入する旨発表した。これは日系企業にとっても対岸の火事では済まされないものである。もとも長期就労ビザの基本原則は、現地で確保できない人材のみ海外から採用することにあった。しかし、近年

同ビザの不正活用により国民の雇用が奪われると問題視されていた。

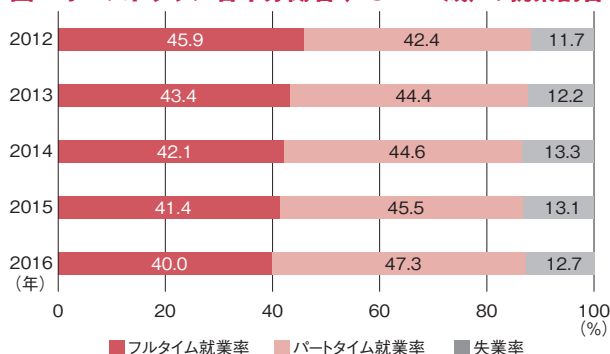
また、従来の長期就労ビザは職種が限定されるものの、最長4年間の就労が可能だった。今回の改正では、対象職種が200以上削減され、追加要件（Caveats）が付される職種もあり、年間給与が9万6,400オーストラリア・ドル以上の個人に免除されていた英語力テスト（IELTS）が必須になるなどが決定された。長期就労ビザは発給条件が厳格化されたのである。

新たに導入されるTSSビザは、原則最長2年の短期間ビザとなり、一部、高度な技能などが求められる職種には最長4年の中期間ビザが創設される。日系企業の最高経営責任者（CEO）や業務執行役員（MD）などの職種は、短期間ビザに含まれることとなった。

しかし、今回のビザ改正については産業界などから強い反発を受け、17年7月の制度見直しにより改正内容の一部が緩和された。CEOやMDなどの職種はビザ改正前の4年間に再設定され、職種についての追加要件も大幅に緩和された。IELTSについても海外ビジネスに携わる者が、国内のグループ会社に勤務する場合は対象から除かれることになった。日系企業への影響はある程度抑えられたといえよう。オーストラリア産業連盟は、「CEOやMDなどの職種の復帰見直しについて歓迎する」との声明を出した。とはいえ、17年12月と18年3月にはさらなる制度見直しが予定されており、気を緩めることはできない。 

^注：テンポラリー・スキル・ショーテッジ・ビザ。短期間と中期間の2種で構成。

図 オーストラリア若年労働者（15～24歳）の就業割合



資料：オーストラリア統計局（ABS）を基に作成